

※但し制度改正により金額が変更となることがあります



要介護度	介護保険給付対象				介護保険給付対象外	利用者負担額		介護職員処遇改善加算Ⅱ
	施設サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	入浴介助加算	個別機能訓練加算Ⅰ	食事代(1日)	合計(1日)		
要介護1	655	6	40	46	550	1,297	介護保険自己負担額に4.3%を乗じた金額となります	
要介護2	773	6	40	46	550	1,415		
要介護3	896	6	40	46	550	1,538		
要介護4	1,018	6	40	46	550	1,660		
要介護5	1,003	6	40	46	550	1,645		

介護予防	介護保険給付対象		介護保険給付対象外	利用者負担額		介護職員処遇改善加算Ⅱ
	施設サービス費(月額)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	食費	合計(月額) ※食費のみ日数		
要支援1	1,672	24	550	2,246	に介護保険自己負担した額	
要支援2	3,428	48	550	4,026		



理容代(ハッピー号)	実費(月に1度委託で行います)
------------	-----------------

※送迎無しの場合は、片道47円を減算いたします。



◆利用者負担段階について

段階	対象者	負担割合
第1段階	市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	1割負担
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)	1割負担
第3段階	市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)	1割負担
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)	負担割合証に基づく額

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)
詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。



新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。